

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](令和 1 年 5 月度)

対象期間:令和 1 年 5 月 1 日 ~ 令和 1 年 5 月 31 日

3_維持管理記録簿(焼却)

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	(/月)
汚泥	(/月)
廃油	(/月)
廃酸	(/月)
廃アルカリ	(/月)
廃プラスチック類	(/月)
紙くず	0.7 (t /月)
木くず	69.0 (t /月)
繊維くず	(/月)
動植物性残渣	(/月)
動物系固形不棄物	(/月)
ゴムくず	(/月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鉱さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
処分するために処理したものの(13号廃棄物)	(/月)
特別管理産業廃棄物	
燃えやすい廃油	(/月)
pH2.0以下の廃酸	(/月)
pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
感染性産業廃棄物	(/月)
その他()	(/月)

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度※4
測定位置				
測定結果が得られた日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	連続記録紙事務所保管			

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 1 年 5 月 9,10,11,13,14,15,16,17,18,20,21,22,23,24,25,27,28,29,30,31 日	令和 1 年 5 月 9,10,11,13,14,15,16,17,18,20,21,22,23,24,25,27,28,29,30,31 日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	焼却炉煙突煙道	焼却炉煙突煙道
採取した年月日	令和 1 年 6 月 24 日	令和 1 年 5 月 9 日
測定結果が得られた日	令和 1 年 7 月 9 日	令和 1 年 5 月 27 日
ダイオキシン類※3	1.0 ng-TEQ/m3N	
ばい煙量又はばい煙濃度※3	硫黄酸化物	0.008 (m3N/h)※5
	ばいじん	0.01 (g/m3N)※5
	塩化水素	15未満 (mg/m3N)※5
	窒素酸化物	35 (cm3/m3N)※5
	水銀	3 (cm3/m4N)※6

- ※1 焼却施設のフロー図に明示すること。
- ※2 連続記録紙を添付すること。
- ※3 計量証明書を添付しても良い。
- ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。
- ※5 単位を記入すること。